

資料

韓国における小中学校に在籍する運動障害児の実態と
それに対する教師と父母の意見

朴 在 国*・中 司 利 一**

本研究は、韓国における1994年「特殊教育振興法¹⁸⁾」の改正により現在最も強調されている統合教育に着目し、一般学校に在籍する運動障害児の実態を把握すると共に、教師や父母の現状に対する対応や意見を明らかにすることから、そのより良い実践や拡充のための基礎的資料を提供することを目的とした。284校の小・中学校の教師や父母を対象に質問紙調査を行い、学校の対応、運動障害児の実態、教師と父母の対応と意見について分析し、検討した。一般学校における障害児の教育環境的条件や実践の状況は、1994年特殊教育振興法の規定とはギャップのあるものとして、改善の余地のあるものであった。また、担任教師の意見によれば、一般学級に在籍する運動障害児の機能的障害は重くないものの、いわゆる孤立状態(70.2%)や支援体制の不十分な状態の実態が伺われた。保護者は、「学力の向上」より「健常児の態度」を重視しており、学習能力や適応能力を教育的措置の基準としている教師の意見とは多少異なるものであった。

キー・ワード：韓国 運動障害児 統合教育 実態 意見

1. 問題の所在と研究目的

韓国では、1937年に東大門公立国民学校に、最初の特殊学級として、病弱児の養護学級が設置されて以来、一般学校における障害児教育に対する対策が強化されてきた。

教育部(1996¹⁴⁾)の報告によると、現在2,819一般学校の特殊学級で26,087名の障害児が、一般学級との関わりを持ちながら学習を行っているとして報告されており、一般学級での教育が必要とされる軽度障害を持つ児童・生徒は10万余りいると推定されている。韓国経済開発協会(1979³⁾)の調査によると、肢体に何らかの障害を有する者の全心身障害者に占める割合は51.7%となっており、この値を一般学級での教育が必要とされる軽度障害児10万名に適用し

てみると、およそ5万名余りが肢体に何らかの障害を有することとなる。

一方、運動障害児の出現率に関する1961年から1992年までの調査結果によると、その出現率は最低0.36%から最高1.5%であり、鄭(1994³⁾)は最低値の0.36%を18歳以下の就学生徒に適用して、3万名余りが運動障害児であると推定している。しかし、1992年現在特殊学校に在籍する運動障害児は2600(小;1299, 中;692, 高等;554)名余りであることが報告されている。従って、一般学校の特殊学級あるいは一般学級に在籍しながら何らかの教育的措置の下で学業を行っている運動障害児の数も少ないことが推測される。

このような現状に対して、韓国政府は1994年「特殊教育振興法」を改正するなど一般学校に在籍しながら特殊教育を受けていない障害児に対する教育的措置の改善や支援体制を強化す

*心身障害学研究科

**心身障害学系

るために、「統合教育に対する法的根拠を設けた」(金, 1996¹⁰⁾)。その具体的な内容としては、教育的措置における差別禁止(第13条)や保護者の再審請求(第26条)に関する規定、統合教育のための便宜施設の整備に関する規定(第15条)、巡回教育の実施に関する規定(第14条)、そして個別化教育の実施(第16条)や運営等(同法施行規則第9条)に関する規定がある。

しかし、この法律は、日本におけるそれに比べて、現実より将来の目標を示す「先行法的性質」(朴, 1997¹¹⁾)のものであるため、実態はどのくらい進展されているか分からないのが現状である。従って、統合教育の対象となる障害児の実態に関する資料を提供することは、法律における統合教育に関する法条項をより具体化し、その効果を最大限にするために必要不可欠な一つの働きかけになると思われる。また、その際には直接関係者である教師や保護者の対応や意見等を反映する必要がある。

しかし、これらに関する調査は殆ど見当たらない。あるとしてもそれは特殊学級教師を対象とし、特殊学級における実態を把握するところに留まっているのが現状である。

そこで、本研究は、「統合教育の場面で最も拒否され易い」(河内, 1990⁹⁾)と言われているが、韓国において最も早い時期から特殊学級の対象であった運動障害児に焦点を合わせ、彼らの一般学校での様子やそれに対する教師や父母の意見などを把握することから、今後さらに拡大されていくと予想される統合教育に対する対策のための基礎的資料を提供することを試みることにした。

以上により、どのような運動障害児が、どのような教育的背景で、どのような教育的活動を行っているか、また、それに対する教師や父母の対応や意見はどのようなものかに関する実態を把握し、統合教育の拡充という観点からその問題点・改善点を明らかにすることを具体的な目的とした。

2. 研究方法

1) 調査対象と時期：1993年韓国教育部調査により障害児が在籍していると報告されている大邱直轄市(小72, 中26)と慶尚北道(小157, 中29)の284校、即ち、統合教育の理念が比較的に浸透されていると考えられる一般小・中学校の教師と父母を対象とした。1996年3月15日から5月15日までの間に調査を行い、運動障害児131名から有効な回答を得た。回収率は、特殊教師で63.4%、一般教師で72.8%、父母で55.0%であった。

2) 調査経路

質問紙は、市・道教育庁の関係者に調査の意図を説明し許可を得た上、公文書と共に各調査対象校に配布された。3部となっている質問紙は各学校の長から、まず特殊学級教師に伝えられ、特殊教師は質問紙1に回答した後、質問紙2に対応する運動障害児を選定し、各担任教師に質問紙2と3への回答を依頼した。担任教師には質問紙3を、各対象児を通して保護者から回答を得よう依頼し、回収するようお願いをした。以上の調査経路は次のFig. 1の通りである。

3) 質問紙の構成

質問紙1は、千葉県特殊教育センター(1980¹¹⁾)、Barry(1989)、園山(1994)を参考にして本調査目的に応じて再構成されたものである。それらの内容は次の通りである。

質問紙1：①判別委員会構成と利用検査・調査、②教育的措置の実態、③訪問・巡回・交流・父母教育の状況等について、特殊学級教師が回

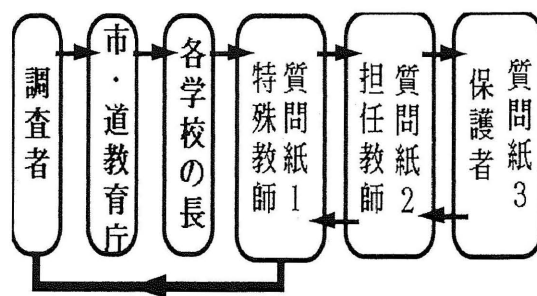


Fig. 1 調査経路

答するように構成した。

質問紙2：(1)運動障害児の実態：①学年別実態、②疾患別実態、③障害部位別実態、④科目別教育方法、⑤交友関係、⑥特別活動、⑦介助状況、⑧治療訓練実施状況等について、特殊学級教師との相談の上、次の(2)教師の対応と意見と共に担任教師が回答するように構成した。

(2)担任教師の対応と意見：①運動障害児に対する対応（特別な配慮）②現状に対する教師評価、③対象児の進級・進学に対する意見、④必要な支援に対する意見等を問う質問内容で構成した。

質問紙3：①家庭での生活・学習状況、②入級時の条件と対応、③今後の進級・進学に対する意見、④学校や担任教師に対する意見等について父母が回答するように構成した。

4) 調査の集計と分析の視点

以上の各質問項目に対する回答については、四つの分析領域、即ち、

- ①学校側の対応状況
- ②運動障害児の実態（学校と家庭）
- ③学級担任教師の現状に対する対応と意見
- ④父母の対応と意見

について、統合教育の観点から集計・分析した。

但し、ここで調べる運動障害とは、Impairment、即ち、機能的・形態的障害レベルでの肢体（四肢、体幹）の障害という面に焦点を当てたものである。従って、調査対象児は、必ずしも「運動障害児」に分類される児童・生徒とは限らない。

3. 結果及び考察

1) 学校側の対応状況について

180名（回収率；63.4%）の特殊学級担当教師（男性103名、女性77名；平均年齢33.4才；特殊教師資格所持率77.9%）からの有効な回答から、主に就学体制に関する状況、施設・設備状況、統合教育と関係する教育実践の状況について分析し、「94年特殊教育振興法」の規定による統合教育の観点からそれらを検討した。同法第10条と同法施行令第3条によると、副教育監

を委員長とする審査委員会による就学に関する審査を経ることや、学校内部の委員の外にも大学の教員、医者、公務員（奨学士）、保護者の参加あるいは意見陳述を求めることが規定されている。しかし、本調査における「特殊教育対象者の選定・就学に関わる審査委員会（日本の就学相談委員会に相当）」のメンバー構成の状況を問うた質問項目に対する回答によると、実際には「学校内で構成される（56.7%）」比率が最も高く、法律の規定による審査委員会のメンバー、即ち、大学の教員、医者、公務員（奨学士）、保護者の全員が参加する例はなかった。

Fig. 2は、就学（入学、再入学、転学、編入学を含む、以下同様）時の診断・評価に用いられる検査・調査の割合を示したものである。

障害児の就学に当たり、主に、知能検査（59.3%）、生育歴調査（82%）、家庭環境調査（94.7%）、そして学力検査（90.7%）ではある程度の高い値が見られるが、医学検査、運動能力検査、適応行動検査、社会成熟度検査などの利用率は低く、正しい診断・評価が行われているとは思われない。このことは、これらの検査・調査に関する十分な認識の欠如あるいはそれらを担当する専門教師の不在を意味する事でもあり、特別なニーズに対する配慮を基盤とする統合教育の効果を高めるためにもこれらの調査・検査の活用に関する改善の必要性がうかがわれ

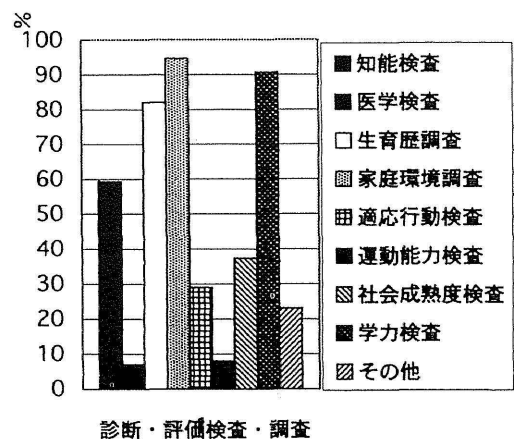


Fig. 2 診断・評価検査・調査の利用実態

Table 1 運動障害児の学年別実態

学校	小 学 校						中 学 校			計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
人数	25	23	17	19	13	15	6	8	5	131
構成比 (%)	19.1	17.6	12.9	14.5	9.9	11.5	4.5	6.1	3.8	100

た。

しかし、このような現状に対する改善をめざし、これらの業務を担当する統合教育諮問・指導教師の配置の拡大に関する検討(金, 1997¹¹⁾)が行われつつあり、国立特殊教育院(1996²⁾)は、最近の調査を通して、特殊教育支援教師、巡回教師、訪問教師の配置や運営に関する具体的な資料を提示している。

統合教育と関係する学校側の教育実践状況について調べたところでは、訪問教育で57.3%、巡回教育で89.3%、そして(障害児の)父母教育で56.6%が「現在実施していないし、したこともない」との状況であった。訪問・巡回教育(特殊教育振興法第14条)の拡充によってより重度の障害児も一般学級の対象になりうることもあり、父母教育を含めこれらの改善は統合教育の拡充はもとより、その効果のためにも必要不可欠な要因であると考えられる。

これらの外の学校側の対応としては、「一階の教室に障害児を措置する」、「トイレに近い教室に障害児を措置する」、「障害児の在籍する学級に教具・教材費を配当する」「障害児の在籍する学級の生徒数を少なくする」等の工夫が少数ではあったが見られた。

以上から見ると、一般学校における障害児に対する就学体制、教育実践の状況あるいは対応は、94年特殊教育振興法の規定を十分に満たすものではないと判断される。同法施行規則における教育的措置(第3条)の規定によると、統合教育に関する条件は最優先に整備される必要があり、これらの問題点は特殊学級の整備以上に優先されるべきであると考えられる。また、特殊学級に集中されてきた研究は、学校全般も

しくは統合教育と関係する体制や対応の改善を促すところに目を向ける必要があると考えられる。

2) 運動障害児の学校と家庭での実態について

担任教師131名(男性62名、女性69名;小学校教師110名、中学校教師21名、特殊教師免許証所持率11.7%、平均年齢38.4歳)と父母の99名(回収率;55.0%)の有効な回答から、どのような運動障害児が、どのような教育的背景で、どのような教育活動を行っているか、そして放課後の家庭での教育・生活の様子はどのようなものかについて把握し、考察を加えた。

Table 1は一般学級に在籍する運動障害児の学年別の実態を示したものである。

ここで見ると、「94年特殊教育振興法」の施行令(7月1日)以降の就学者に当たる小学校1年での在籍率が一番高く、その次が2年生の順となっているなど、障害児の教育的措置として統合教育の進展の様子が見られた。

Fig. 3は、疾患別に見たものである。

脳性麻痺の比率が36.6%を示しており、脳性麻痺児の特徴として様々な重複障害を併せ持つ

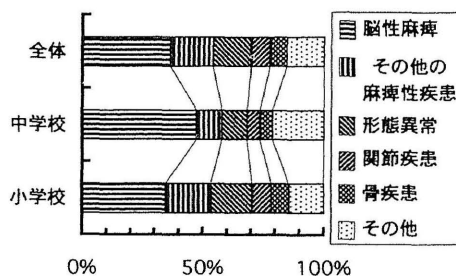


Fig. 3 疾患別の実態

Table 2 障害部位別の実態

部位	上肢		下肢			三肢	四肢	体幹	全身	無記入	計
	一側	両側	一側	両側	上下肢						
小学校	20	2	24	19	10	3	11	12	4	7	112
中学校	3	1	5	1	1	0	1	3	1	3	19
全体	23	3	29	20	11	3	12	15	5	10	131
%	17.6	2.2	22.1	15.3	8.4	2.2	9.2	11.5	3.8	7.6	100
順位	2	8	1	3	6	8	5	4	7	—	—

Table 3 学習指導状況

科目	主な学習教室			一般学級での主な指導形態		
	一般学級	特殊学級	その他	一斉授業	個別指導	その他
国語	67(51.1)	55(42.0)	11(8.4)	39(58.2)	22(32.8)	6(9.0)
算数(数学)	34(30.0)	78(59.4)	12(9.2)	13(38.2)	12(35.3)	9(26.5)
社会	117(89.3)	112(9.2)	2(1.5)	110(94.0)	5(4.3)	2(1.7)
理科	113(86.3)	15(11.5)	3(2.3)	105(92.9)	5(4.4)	3(2.7)
音楽	127(96.9)	4(3.1)	2(1.5)	116(91.3)	5(3.9)	6(4.7)
体育	89(67.9)	40(30.5)	2(1.5)	69(77.5)	5(5.6)	15(16.9)
美術	127(96.9)	4(3.1)	2(1.5)	65(51.2)	15(11.8)	47(37.0)
補充指導	12(9.2)	15(11.5)	11(8.4)	—	9(75.0)	3(25.0)

単位；学級数、()内は%

ていることが予想されることから、特別なニーズに対する支援の方法も多様でなければならないことが考えられる。しかし、現状ではこれらのニーズをサポートする特別な教師は特殊学級教師以外には配置されていないのが現状であり、アメリカのような多様なサポート職員の養成や配置が急がれるところであろう。

Table 2 は、障害部位別に見たものである。

下肢に何らかの障害を持つ運動障害児が45.8%と、半数近くに及んでおり、特に移動に関する設備の重要性がうかがわれる。特殊学級教師や校長の特殊教育研修の場などを利用して、常に改善や工夫の意識を高める必要のある性質のものと考えられる。

Table 3 は、科目別学習活動の実態を、一般学級と特殊学級での割合と、一般学級での主な指導形態について示したものである。

算数(59.4%)と国語(42.0%)以外は特殊

学級で学習される比率(社会9.2%、理科；11.5%等)は高くないが、体育が特殊学級で学習される比率(30.5%)が高いことは運動障害児の特徴とも考えられる。一般学級での指導形態は主に一斉授業を中心とするものであったが、国語や算数における個別指導の比率が他の科目に比べ高かった。このことは個別指導の一つの形態としてリソースルーム的に特殊学級が機能している韓国の特徴とも考えられる。この外にも、対象児の学習能力(成績は劣る；77.9%)や書写能力(筆記に特別な配慮が必要(52.7%)；筆記困難(13.7%))等が低いとの回答があり、「94年特殊教育振興法」に定められている「個別化教育運営委員会」(施行規則第9条)の設置・運営や補助教師などによる特別な支援が急がれるところである。

Fig. 4 は特別活動への参加状況を示したものである。

Table 4 日常生活動作に対する介助状況

調査内容	食事	排泄	移動	衣服の着脱	清潔
大いに必要	3(2.6)	0	3(2.4)	3(2.6)	3(2.5)
多少必要	9(7.8)	3(2.4)	23(17.8)	15(13.2)	23(19.0)
必要なし	103(89.6)	123(97.6)	103(79.9)	96(84.2)	96(79.3)
無記入	16	5	2	17	10
計	131	131	131	131	131

()内は%

参加率の最も高い運動会で59.5%、次に遠足で51.9%などで、全体的に参加率の低さが伺われる。それぞれの不参加理由については、運動会と遠足では「父母の参加拒否のため」、清掃ではその時間に特殊学級などで行われる「補充授業への参加のため」、学芸会の出演メンバーとしての参加では「能力不足のため」などの回答があり、統合教育の理念に対する認識の不十分さが伺われる。これらを裏付けるかのように交友関係を問う質問に対する反応でも「少しは孤立状態」と「完全孤立」とで70.2%を示しており、休み時間の行動として「ひとりで勉強する」「椅子にぼんやり座っている」「特殊学級の友達と遊ぶ」などの問題点が見られるなど、不十分な適応状態がうかがわれる。これらの改善は統合教育の効果や拡充のための前提条件ともいえよう。

これらの外に、問題行動に対する記述回答として、「盗癖性(9件)」、「攻撃性(4件)」などが指摘されており、上述の孤立状態などを含めこれらの問題点を改善させるための教師の能力や努力が要求される場所である。

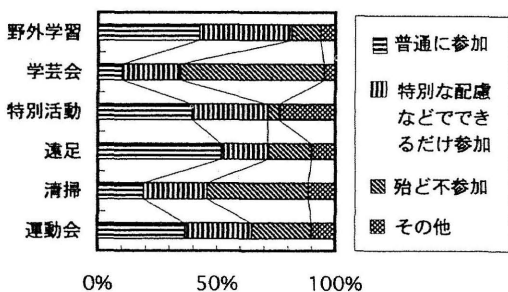


Fig. 4 特別活動への参加状況

Table 4は学校内での日常生活に対する介助状況を示したものである。

移動や清潔に関する介助が多少見られるだけで、主に介助の必要がないかあるいは介助されていないのが実態であり、比較的軽度の運動障害児が一般学級の対象となっていることがうかがわれる。

一方、放課後の生活に対する父母の回答からみると、「ひとりで過ごす時間が多い(72.7%)」、「周囲に友達が殆どいない(58.6%)」、「治療・訓練は行ってない(65.7%)」、「登校を嫌がっている(33.3%)」、「学校から帰って来ると疲れたという(29.3%)」となっており、友達が少ないことやひとりで過ごす時間に対する教師や父母の対応が望まれるところである。

以上から見ると、一般学級に在籍する運動障害児の障害状況は重くないとはいえ、学習や生活のための特別なニーズは少なくなく、それに対する「94年特殊教育振興法」の理念による十分な配慮のないままの放置状態の実態が伺われる。これらの問題点は、教師や父母の、問題点に対する意識や態度がまず改善されること、そしてそれにより法律に規定されている権利を主張するなどの対応によって漸次改善されるものと考えられる。

3) 学級担任教師の現状に対する対応(特別な配慮)と意見について

前述の運動障害児131名の担任教師の対応あるいは特別な配慮の内容について、選択肢として提示した15項目と自由記述からの主な結果を集計した。最も頻度の高かったのが「教卓の近くに座席を配置している(67.9%)」であり、

「家庭学習の課題を十分に考慮して与えている (65.6%)」「指示や話を分かりやすく具体的にしている (49.6%)」「クラスの健常児に障害を理解し、助けるように常に話している (37.9%)」等の特別な配慮が見られた。しかし、統合教育において最も重要視される「特殊学級教師と十分に意見交換をしている (9.3%)」「IEP を作成して個別指導を行っている (9.9%)」といった例や「対象児が参加できるような意図的な遊び場を設定している (4.6%)」「対象児の指導のために専門書を読んだり、専門家と意見交換を行っている (11.5%)」という例は少なく、不十分な教師の対応の実態がうかがわれた。

一方、教師自身の負担感は、「非常に感じる」と「少しは感じる」とで78.6%と高く、その理由としては、「学力が向上しないこと」「事故の発生に対する心配」「指導技術の不足していること」等があげられていた。

以上の統合教育の不十分な現状から、一部の研究者らは、「このような状態では統合教育の効果を期待することはできない (金, 1996¹²⁾)」として、「無条件統合教育を奨励することや保護者の希望によって推進するものではない (鄭, 1996²⁾)」との声もある。しかし、障害児教育の義務化という法律的次元から増加する特殊教育対象者の受け皿としての統合教育は、現状として避けられない状況にあり、一般学級での受け入れ体制を効率的なものに確立することは必要不可欠な条件であると考えられる。

Table 5 は、特別サービスを必要とする指導領域に対する各担任 (一般) 教師の意見を示したものである。

ここでは、教科学習指導 (67.9%)、適応行動指導 (60.3%) に対する頻度は比較的高い。このことは、各教師が学習能力や適応行動を統合教育の重要な課題としていることを、そして、それらに対する各教師の対応が十分でないことを意味することとも受けとめられる。従って、「究極的な支援としては、有効な IEP 作成を支援し対象児の適応を直接的・間接的に支援するための支援教師または専門の諮問教師の配置が

Table 5 特別サービスを要する指導領域

指導領域	頻度	%
教科学習指導への支援	89	67.9
補充学習指導への支援	52	39.7
芸・体教科学習への支援	34	30.0
治療・訓練活動への支援	71	54.2
適応行動指導への支援	79	60.3
その他	68	51.9

(三つ選択回答)

望ましい (鄭, 1996²⁾)」とされるが、これらが制度化されるまでの段階として、一般教師に対する特殊教育研修や自由研究時間を提供することによって、IEP 作成や適応行動に対処できる知識や技術を向上させる必要がある。また、補充学習指導や治療・訓練活動に対する教師の反応が低かったことについては、教師の意識や態度など様々な改善すべき要因が考えられるが、補充指導に対する特別手当を支給すること、あるいは昇進加算点等の特例を設けて奨励することなどの方策が考えられる。

4) 父母の対応と意見について

94 年特殊教育振興法は、保護者教育 (第 17 条) や保護者による再審請求権 (第 25 条) 等について新たな規定を定めている。従って、保護者の対応や意見は統合教育の進展のために重要な意味を持つと考えられる。

ここでは一般学校に在籍する運動障害児の父母 99 名からの有効な回答から、就学时や現状の対応、そして学校側や担任教師に対する意見について分析し考察を加えた。

一般学校へ就学させた理由については、「周囲に適切な特殊学校がなかったので (40.5%)」「健常児と一緒に教育させたかったので (32.3%)」の順位で比率が高く、「医者や教師等の専門家との相談の結果で (8%)」は非常に低く、就学に対する父母の対応は十分とは思われない。

入学時の条件としては「体育、学校行事、見学などに参加出来ないこともある (49.5%)」、「学校での事故等に関しては学校側が責任をもたない (22.2%)」、「学校に問題が生じた場合、

Table 6 教師に対する父母の要求

要求内容	頻度	%
健常児の受容的態度	32	32.3
社会適応能力の向上	23	23.2
学習能力の向上	26	26.3
障害状態の改善	12	12.1
その他	6	6.1

転学させることもある(13.1%)」との説明を聞いたり、「そのような主旨の書面に署名した(3%)」等の対応がみられ、それに対する不服や異議を提示した例は見られず、法律に定められている保護者の権利としての意識は乏しいことがうかがわれる。

次に、「登校への付き添い(16.2%)」や「学校生活に対する補助(6.1%)」を行っているなどの対応は多く見られず、「父母らの転校・転出への意志(33.7%)」は高くないことがうかがわれた。

Table 6は、教師に要求したい父母の意見を示したものである。最も高い値を示しているのは、同じクラスの「健常児の受容的態度(32.3%)」であり、次に「学習能力の向上」、「社会適応能力の向上」の順で頻度が高い。

この結果は、同じクラスの健常児に受容されながら、学習や生活の様々な場面で援助を必要とするニーズを有する運動障害児にとって、健常児の態度は最も重要な条件であることを指摘した結果とも考えられる。言い換えれば、父母らは一般学級で健常児と仲良く生活・学習する事を統合教育の最も重要な条件であると見ているのである。従って、教師は障害児に対する健常児の意識や態度の改善のために努力する必要がある、「教師の態度や行動が健常児の態度に大きく影響する(Jenkinson, 1997⁶⁾)」という点に注目する必要がある。これらの結果と関連して、国立特殊教育院(1996²⁾)の調査結果から見ると、教師は障害児が特殊学級へ再入級する理由として「適応能力の不足(46.7%)」、「学習能力の不足(40.0%)」、そしてその次に「一般生

徒の理解不足(6.7%)」の順で述べており、本調査における父母の意見とは多少異なる見解が見られる。今日における統合教育の世界的な動向は、完全インテグレーションを目指すところにまで進んでおり、学力や適応能力を統合教育の前提条件とするより、健常児と仲良く学習・生活できるかどうかを統合教育措置の一つの基準とすることが望ましいとする、父母の意見に同意したい。

4. おわりに

本研究は、1994年「特殊教育振興法」を改正することにより法的根拠が設けられた韓国における統合教育に対する効果や効率的な拡大方法などを模索するために、一般学校の一般学級に在籍する運動障害児の実態と、それに対する教師や父母の対応と意見を調べることから、現状の問題点や改善点について検討を行ったものであった。

従って、一部地域に制限されたものの、特殊学級が設置されていることで統合教育の理念が比較的浸透していると考えられる284校の一般小・中学校の教師と父母を対象に質問紙調査法を用いて調査を行い、その結果を統合教育の観点から分析した。

結果は、学校側の対応状況、運動障害児の実態、一般教師の対応と意見、父母の対応と意見という四つの領域に分類され、検討が行われた。

以上により導かれた主な結果は次の通りである。

1) 障害児に対する受け入れ体制としての就学審査システムは、学校内のメンバーで構成される(56.7%)ことや就学時の診断や評価に用いられる検査・調査の割合の実態から、「94年特殊教育振興法」の規定とは隔たりのあるものの、改善の余地のあるものであった。

2) 訪問教育で57.3%、巡回教育で89.3%、そして(障害児の)保護者教育で56.6%の割合で「現在実施していないし、したこともない」との実態や、施設・設備の不十分な状況から、一般学校の統合教育に対する対応の遅れが指摘さ

れた。

3) 一般学級に在籍する運動障害児の機能的障害程度は重くないものの、彼らに対する「94年特殊教育振興法」の理念による特別な配慮は少なく、いわゆる孤立状態(70.2%)や放置状態の実態がうかがわれた。

4) 担任教師の対応として、いくつかの工夫は見られるものの、IEPの作成(9.9%)、専門家との意見交換(11.5%)などによる対応は十分ではなかった。

5) 現状に対する一般教師の意見によると、運動障害児の一般学級での適応状況は良いものではなく、その改善のための一般教師に対する特殊教育研修や処遇改善などの必要性がうかがわれた。

6) 保護者の意見は、「学習能力の向上」より「健常児の受容的な態度」を重視するものであり、学習能力や適応能力を教育的措置の基準としている教師の見解とは格差があるものであった。

7) 以上の点からから見ると、韓国における統合教育の実施状況は様々な問題点を抱えており、可能なところから段階的に解決していく必要性がうかがわれた。従って、関係者の理解や態度の改善がまず必要であり、それに対する研究の必要性がうかがわれる。

謝 辞

本研究を行うにあたり、大邱大学校の姜 寿均先生、筑波大学の小畑文也先生、名川 勝先生のご協力を得ました。記して感謝申し上げます。

文 献

- 1) 千葉県特殊教育センター(1980): 県内小中学校における肢体の不自由な児童生徒の実態とその課題に関する研究, 千葉県特殊教育センター研究紀要24集.
- 2) 鄭 大榮・金 聖愛・朴 希贊・Adrian F. A.・Christine C. G.・落合俊郎(1996): 統合教育実態の国際比較, 先明印刷株式会社.
- 3) 鄭 鳳道(1994): 特殊教育の行政及び財政, 図書出版特殊教育.
- 4) 鄭 仁豪(1996): 日本の障害児童教育と統合教育に関する研究, 特殊教育要求児童研究. 5, 195-228.
- 5) 平田永哲・大城正之・多和田稔(1995)「通級による指導」についての研究(1): 軽度心身障害児の統合教育の視点から見た制度及び実践上の問題点, 琉球大学教育学部紀要, 47, 25-42.
- 6) Jenkinson J. C. (1997) Mainstream or special? Educating student with disabilities, Routledge, 28-42.
- 7) 金 東延・金 榮桓・金 柄夏(1992): 世界の中の韓国特殊教育, 大韓特殊教育学会(編), 図書出版特殊教育.
- 8) 金 秉国外9人(1996): 障害学生の社会適応力伸張のための統合教育の母型研究, 韓国教育部.
- 9) 河内清彦(1990) 肢体不自由者(児)に対する大学生の態度構造とその形成要因としての専攻学科及び性別の役割について, 特殊教育学研究, 28 (3), 25-35.
- 10) 金 正権(1996): 21世紀障害人の社会統合方向, 大邱大学校障害人総合研究所, 1-20.
- 11) 金 榮桓(1997): 2,000年代特殊教育の政策課題と展望, 特殊教育学会誌, 18 (2), 5-22.
- 12) 金 元慶・鄭 東榮(1996): 現場特殊教育(秋号), 国立特殊教育院.
- 13) 教育部(1996): 韓国の教育指標.
- 14) 教育部(1996): 教育統計年報.
- 15) 中司 利一(1991): 大学における特殊教育実習の改善に関する研究—日本と諸外国における教育実習の実態, 筑波大学特殊教育実習グループ, 56-60.
- 16) 落合 俊郎(1997): インクルージョン: 本邦特殊教育学/発達障害学の近代化への糸口, 発達障害研究 19 (1), 20-31.
- 17) 朴 華文(1997): 特殊教育振興法の示唆点, 重複/肢体不自由児教育, 第29号.
- 18) 朴 華文・朴在国(1997) 世界の特殊教育(XI); 特殊教育振興法(大韓民国), 111-129, 国立特殊教育総合研究所.

- 19) 朴 在国・姜 寿均(1996)：アメリカと日本の統合教育から見た韓国の現状と課題，難聴と言語障害研究，19 (2), 53-74.
- 20) 瀬尾政雄 (1994) 障害児教育の岐路と選択；視覚障害者に学ぶ，谷村裕教授退官記念論文集，185-200.
- 21) 柴山盛生(1997)：韓国における特殊教育行政組織と関係法規，世界の特殊教育(X)，国立特殊教育総合研究所.
- 22) 渡辺健治・佐藤和代(1996)：通常学級に在籍する障害児の支援体制に関する研究，SNE ジャーナル，67-95.
- 23) 柳本雄次(1992)：神奈川県障害教育・福祉の諸相，あずさ書房，169-177.

The Condition of Motor Handicapped Children in Regular Classroom and Opinions of Teachers and Parents toward Their Integration in Korea.

Jaekook PARK and Toshikazu NAKATSUKASA

The purpose of this study was to provide the basic information regarding the conditions of motor hadicapped children in regular classroom and the treatments and opinions of teachers and parents toward that conditions in Korea. With the responses by the special (n=180) and regular (n=131) teachers and parents (n=99) to the questionnaires, we discussed to improve the effect and expansion of the educational integration based on the "Special Education Promotion Law" in Korea. The main results are as follows : First, we suggested that the treatments of educational integration for handicapped children in the regular schools needed to be exchanged and enforced by the Act of 1994. Second, the condition of isolation and inadequate supports for motor handicapped children in regular calssroom was indicated by regular teachers' responses. Third, the parents'opinions that the attitudes of peer are more important than the ability of learning differ from the opinions of the theachers that generally the ability of learning and adaptation in their classroom are important.

Key Word : Korea integration condition opinion